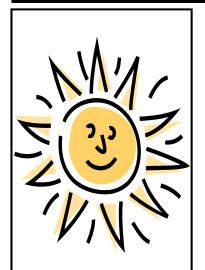
バフノナイグ

社会福祉法人日光市社会福祉協議会

〒321-1261 日光市今市 511-1

TEL.30-4117





この制度は、「元気な高齢者の方が介 護保険施設でボランティア活動を行うこ とにより、本人の健康増進や介護予防に つながるとともに、社会参加、地域貢献 を通じた生きがいづくりを促進すること| を目的としています。

~介護支援ボランティア制度~ って何?

■受入機関(活動先)

- 介護福祉施設サービス
- 介護保健施設サービス
- 通所介護及び介護予防通所介護
- 通所リハビリテーション及び介 護予防通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護及び介護予防 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護及び介護予防 短期入所療養介護
- 認知症对応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 在宅介護オアシス支援施設
- その他市長が認めるもの

■対象者

この制度の対象者は次に該当する方です。

● 日光市在住で 65 歳以上 (介護保 険第1号被保険者)の方

ただし、次に該当する方は対象となり ません。

- 要介護認定又は要支援認定を受 けている方
- 感染症の疾病がある方
- 疾病、負傷により入院治療が必 要な方

■活動内容

- レクリエーション等の参加支援 または補助
- お茶出し、食堂内の配膳、下膳 等の補助
- 話し相手
- 誕生会等行事の会場設営または
- 草取り、洗濯物の整理、シーツ 交換等施設職員とともにおこな う軽微かつ補助的な活動

【お問い合わせ先】 日光市社会福祉協議会 Tel (30) 4117

日光市介護保険課 介護サービス係 Tel (21) 5124

■スタンプ・評価ポイン ト・交付金

スタンプ

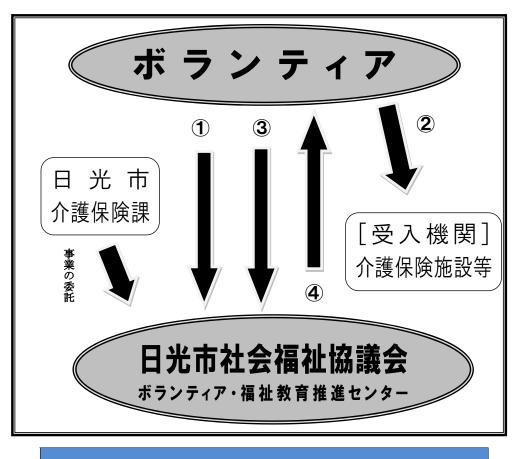
スタンプは、1時間程度の活動で 1つ、1日最大2つまで押してもら えます。

評価ポイント

スタンプ1つで1ポイント、年間 最大50ポイントまでとなります。

交付金

1ポイント100円となります。 1回の交付金は1,000円から、最 大 5,000 円まで受け取ることがで きます。また、申請は1年に1度と なります。



この制度を利用したいときは・・・

"登録の手続き"が必要となります。

①ボランティアとして登録し、活動先を決めます。

(1) 「日光市介護支援ボランティア活動登録申請書」に必要事項を記入の上、社会福祉協議会に申請し、「介護支援ボランティア手帳(以下「手帳」)」を受け取ります。

【注意事項】

申請できる方は、『日光市内にお住まいの65歳以上の元気な方』です。ただし、次に該当する方は申請できません。

- 要介護認定、要支援認定を受けている方
- 感染性の疾病がある方
- 疾病または負傷により入院治療が必要な方 など

(2) 登録後、活動先を決めます。初めてこの制度をご利用される方は、初回時に職員が一緒に同行します。

②ボランティア活動をします。

活動を行った施設で手帳にスタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動でスタンプ1つ、1日の上限は2つまでとなります。

※年2回程度開催するボランティア研修会に必ずご参加ください。

評価ポイント交付金を受け取りたいときは・・・

"交付金活用(交付)の手続き"が必要です。

③スタンプをポイントに換え、評価ポイント交付金の申請をします。

- (1) 社会福祉協議会に手帳を提示して、スタンプをポイントに換えます。
 ※スタンプ1つで1ポイント、また、1年間の上限は1人50ポイントまでです。
 ※ポイントの有効期限は、ポイントに換えた日の属する年度の末日から起算して2年間となります。必ず、毎年度内にポイントに換えてください。
- (2) ポイントに換えたら『日光市介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申請書』に必要事項を記入の上、社会福祉協議会に申請します。
 - ①手帳、②印鑑、③振り込みを希望する銀行の通帳(ゆうちょ銀行を除く)をご持参ください。

【注意事項】

この交付金の申請は、1年に1度です。

ポイントを繰り越すこともできますが、1 年度に受け取ることができる交付金の限度額は 5,000 円(50 ポイント)となります。

また、次に該当する方は、交付金を受け取ることができません。

- 登録の要件に該当しなくなった方
- 評価ポイントが 10 ポイント(1,000円) 未満の方
- 虚偽、その他不正な行為によりスタンプや評価ポイントを取得した方 など

④申請者(ボランティア)の指定口座に振り込まれます。

交付が決定した後、申請書(請求書)に記載のある指定口座に振り込まれます。